

前 金	部 分 払
有	0 回

平成 28 年度
下建公補 第 1-5 号

災害用仮設便所貯留管実施設計(詳細)業務委託設計書

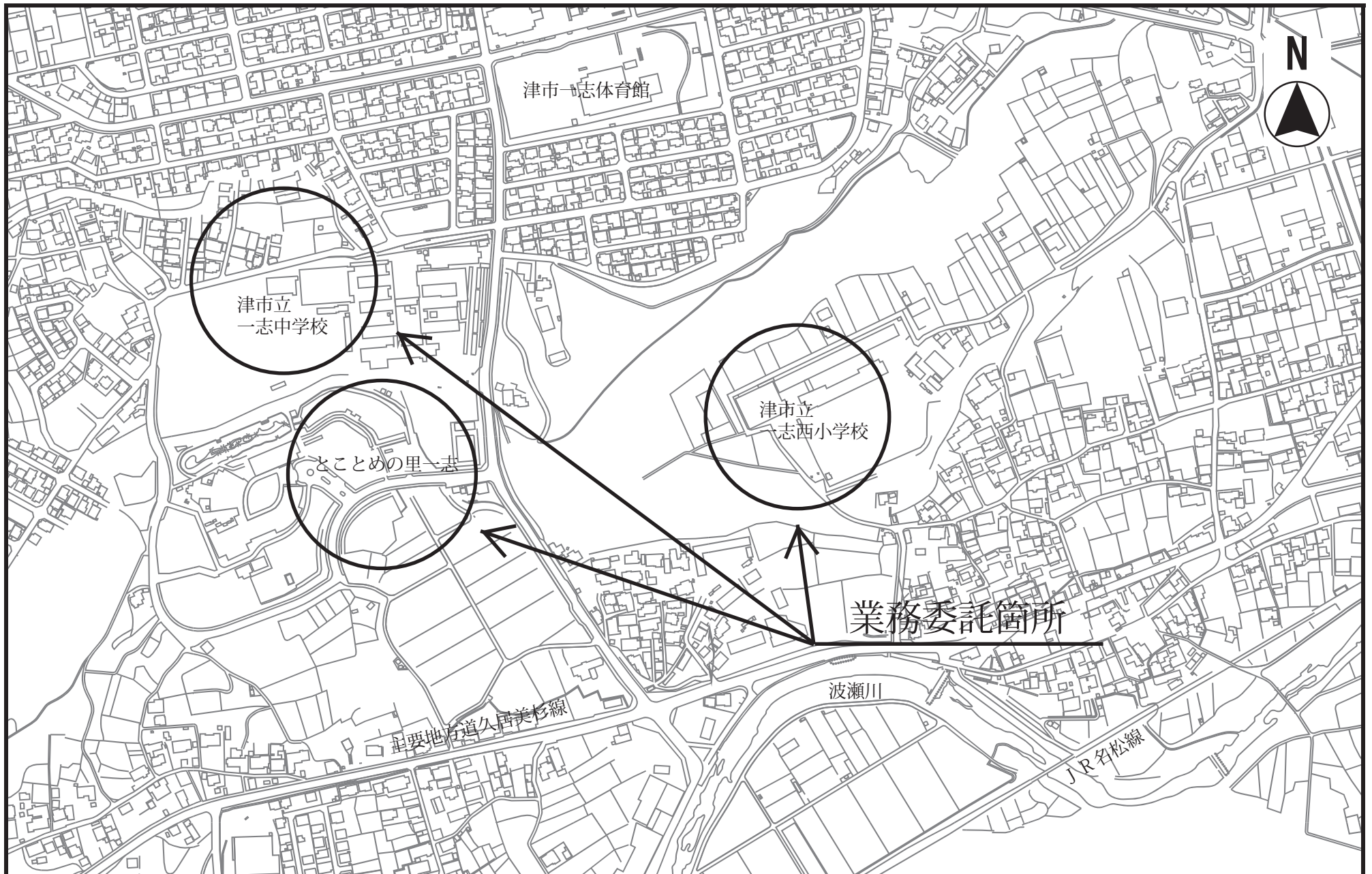
委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書(三重県)及び業務委託監督員の指示による。

津市下水道局
下水道建設課

平成28年度		下建公補 第 1-5 号		業務委託設計書	
委託場所	津市一志町高野ほか4町地内			課長	
				検算者	
委託名	災害用仮設便所貯留管実施設計(詳細)業務委託			調整担当主幹	
				担当主幹	
設計額	(うち消費税等相当額)			担当副主幹	
				設計者	
履行期間	平成28年12月9日限り				
長	—		巾	—	
業 務 の 大 要					
災害用仮設便所 設置箇所 5箇所 仮設便所 25基					

位置図

平成28年度下建公補第1-5号
災害用仮設便所貯留管実施設計（詳細）業務委託



位置図

平成28年度下建公補第1-5号
災害用仮設便所貯留管実施設計（詳細）業務委託



位置図

平成28年度下建公補第1-5号
災害用仮設便所貯留管実施設計（詳細）業務委託



設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計・解析・調査業務								
01:設計・解析・調査								
下水道設計				式				
					1.000			
下水道施設設計				式				第 0001 号 明細表
					1.000			
成果品作成費				式				
					1.000			
直接原価				式				
					1.000			
その他原価				式				
					1.000			
業務原価				式				
					1.000			
一般管理費等				式				
					1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計・解析・調査業務価格				式				
					1.000			
業務価格				式				
					1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1.000			
業務委託料				式				
					1.000			

[設計・解析・調査]

第 0001 号 明細表 下水道施設設計					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
開削工法 (内径1200mm未満)		式				第0001号単価表
			1.000			
耐震設計 (レベル1地震動及びレベル2地震動)		式				第0002号単価表
			1.000			
報告書作成 (詳細設計)		式				第0003号単価表
			1.000			
設計協議 (詳細設計) 第1回打合せ計上, 中間3回打合せ計上, 最終打合せ計上		式				第0004号単価表
			1.000			
合 計						

SJ0010 開削工法（内径1200mm未満）		第 0001 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師長	人				
主任技師	人				
技師（A）	人				
技師（B）	人				
技師（C）	人				
技術員	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0020 耐震設計（レベル1地震動及びレベル2地震動）		第 0002 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師（A）	人				
技師（B）	人				
技師（C）	人				
技術員	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0030 報告書作成（詳細設計）		第 0003 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師（A）	人				
技師（B）	人				
技師（C）	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0040 設計協議（詳細設計） 第1回打合せ計上，中間3回打合せ計上，最終打合せ計上		第 0004 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師（A）	人				
技師（B）	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

平成28年度 下建公補第1-5号
災害用仮設便所貯留管実施設計(詳細)業務委託

数量総括表

レベル1 : 設計・解析・調査

設計数量集計

災害用仮設便所 設置箇所 5箇所 仮設便所 25基 (1箇所あたり5基設置)

管渠延長 (別紙施設別延長調書より)

工種	区分	処理分区・排水区名	数量	備考
開削工法	污水	一志第2処理分区・一志第3-2処理分区 一志第3-3処理分区・久居南部処理分区	200 m	

下水道設計

- ・ 管渠実施設計 (詳細設計) 開削工法 (内径1,200mm未満) L= 200 m

施設別延長調書

施設場所：津市一志町高野ほか4町地内

工種	規格	施設名	設計延長		摘要	
			補助対象 (m)	市単独 (m)		
開削工法	内径 φ1,200 mm未満	津市立 一志中学校	30.0	0.0	φ200～φ450	
		津市立 一志西小学校	20.0	0.0	〃	
		津市立 旧大井小学校	80.0	0.0	〃	
		津市立 桃園小学校	40.0	0.0	〃	
		とことめの里一志	30.0	0.0	〃	
合計			200.0	0.0	φ200～φ450	

設計業務内容内訳

開削工法 (内径1,200mm未満)		延長L=200m					(単位：人)
調査	資料収集	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
	公図調査	—	—	—	—	—	—
	現地踏査 現地作業	—					
設計	計画						—
各種	計算	—					
設計	図作成	—					
数量	計算	—					
照	査			—	—	—	—
計	(1500m 当り)						
管路延長 区							
補正 工 率							
計(補正後1式当り)							

※小数第4位を四捨五入して3位止めとする。

耐震設計 (レベル1地震動及びレベル2地震動)		延長L=200m					(単位：人)
作業	項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
調	査	—	—			—	—
条	件設定	—					—
耐	震計 算 査	—	—	—	—	—	—
計		—					
工 法							
補 正 管 路 延 長 率							
計(補正後1式当り)		—					

※小数第4位を四捨五入して3位止めとする。

報告書作成 (詳細設計)

作業	項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
報告書	作成	—					—

(単位：人)

設計協議 (詳細設計)

作業	項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
第1回	打合せ	—			—	—	—	
中間	打合せ	—				—	—	3回当り
最終	打合せ	—				—	—	
計		—				—	—	

(単位：人)

下水道管渠実施設計業務委託標準仕様書

(詳細設計)

第1章 総 則

- 1.1 業務の目的
本委託業務(以下「業務」という。)は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。
- 1.2 一般仕様書の適用範囲
業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。
- 1.3 費用の負担
業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。
- 1.4 法令等の遵守
受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。
- 1.5 中立性の保持
受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。
- 1.6 秘密の保持
受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 1.7 公益確保の責務
受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。
- 1.8 許可申請
受注者は、工事に必要な許可申請(占用許可等)に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。
- 1.9 提出書類
(1) 受注者は、業務の着手及び完了に当って、**発注者**の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。
(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表
(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等
なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。
- 1.10 管理技術者及び技術者
(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
(2) 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(下水道)、上下水道部門(下水道))又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。
(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。
- 1.11 工程管理
受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。
- 1.12 成果品の審査及び納品
(1) 受注者は、成果品完成後に**発注者**の審査を受けなければならない。
(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、**発注者**の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の

修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、**発注者**、受注者協議の上、これを定める。

第2章 調査

2.1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

2.3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をこれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2.4 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

2.5 在来管調査

在来管調査は、2.3地下埋設物調査で行う範囲を超える調査であり、管路、マンホール及びますの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、底高等現地作業を伴うものをいう。当該調査は別途計上とする。

2.6 既設管調査

管内調査は、TVカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査図書に基づき管内にて管きよの劣化状況や堆積物等の有無を把握する調査であり、管きよの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、支障物件の状況等現地調査を伴うものをいう。

TVカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査は別途計上とする。

また、測量調査によって既設管きよ及びマンホールの諸元を確認しなければならない。

2.7 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

第3章 設計一般

3.1 打合せ

(1) 業務の実施に当って、受注者は監督員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と**発注者**は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 設計基準等

設計に当っては、**発注者**の指示する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について**発注者**と協議の上、定めるものとする。

3.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、監督員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書の確認

受注者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかるとする事業計画図書の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与

発注者 は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料、既設管資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続によって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則(新設及び改築・詳細設計)

4.1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には監督員の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図(S=1/10,000～1/30,000)は、地形図に施工箇所を記入する。

(2) 系統図

系統図(S=1/2,500)は、地形図に設計区間を記入する。

(3) 平面図

平面図(S=1/500)は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホール及び立坑の位置・管きよの区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管きよの名称等を記入する。

(4) 詳細平面図

詳細平面図(S=1/50～1/100)は主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、監督員が指示する場合に平面図及び横断面図を作成する。

(5) 縦断面図

縦断面図(S=縦1/100,横1/500)は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管きよの位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称等を記入する。

(6) 横断面図

横断面図(S=1/50～1/100)は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、管底高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称又は横断位置の名称等を記入する。

(7) 構造図

構造図(S=1/10～1/100)は、次の要領で記入する。

発注者 の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊な布設構造図、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越、特殊な形状のマンホール及びます等特に構造図を必要とし、仕様書に明記されているもの。

(8) 仮設図

仮設図(S=1/10～1/100)は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床堀高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋

設備防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

4.2 各種計算

管さよ、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当たっては、**発注者**と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

4.3 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法、事前事後処理等材料別に数量を算出する。

4.4 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第5章 照 査

5.1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

5.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画(設計方針及び設計手法)の妥当性について
- (4) 計算書(構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう。)について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

第6章 提出図書

6.1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

6.2 実施設計関係提出図書(詳細設計)

図 書 名	縮 尺
(1) 位置図	1/10,000～1/30,000
(2) 系統図	1/2,000～1/3,000
(3) 施設平面図	1/300～1/500
(4) 詳細平面図	1/100～1/300
(5) 縦断面図	縦1/100,横1/300～1/500
(6) 横断面図	1/50～1/100
(7) 構造図	1/10～1/100
(8) 仮設図	1/10～1/100
(9) 水理計算書	
(10) 構造計算書(耐震設計計算書を含む)	
(11) 数量計算書	
(12) 報告書	
(13) 特記仕様書	
(14) 打合せ議事録	

- (15) その他の資料
設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料

第7章 参考図書

7.1 参考図書

業務は、下記の掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1)

発注者

の下水道構造標準図
- (2)

発注者

の下水道設計基準
- (3)

発注者

の道路埋設標準定規
- (4) 下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)
- (5) 下水道維持管理指針(日本下水道協会)
- (6) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説(日本下水道協会)
- (7) 下水道管路施設設計の手引(日本下水道協会)
- (8) 下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)
- (9) 下水道施設耐震計算例―管路施設編(日本下水道協会)
- (10) 下水道推進工法の指針と解説(日本下水道協会)
- (11) 管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)(日本下水道協会)
- (12) 下水道マンホール安全対策の手引き(案)(日本下水道協会)
- (13) 水理公式集(土木学会)
- (14) コンクリート標準仕様書(土木学会)
- (15) トネル標準示方書(シールド工法編)・同解説(土木学会)
- (16) トネル標準示方書(山岳工法編)・同解説(土木学会)
- (17) トネル標準示方書(開削工法編)・同解説(土木学会)
- (18) 道路技術基準通達集(国土交通省)
- (19) 道路構造令の解説と運用(日本道路協会)
- (20) 道路土工―仮設構造物工指針(日本道路協会)
- (21) 道路土工―擁壁工指針(日本道路協会)
- (22) 道路土工―カルバート工指針(日本道路協会)
- (23) 共同溝設計指針(日本道路協会)
- (24) 道路橋示方書・同解説(日本道路協会)
- (25) 水門鉄管技術基準(水門鉄管協会)
- (26) 改定新版建設省河川砂防技術基準(案)同解説(日本河川協会)
- (27) 港湾の施設の技術上の基準・同解説(日本港湾協会)

下水道管渠実施設計業務委託特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「下水道管渠実施設計業務一般仕様書」の第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

- (1) 業務委託共通仕様書(三重県)
- (2) 下水道管渠実施設計業務委託標準仕様書(国土交通省都市・地域整備局下水道部)

2. 業務の対象

- (1) 名称 平成28年度下建公補第1-5号
災害用仮設(便所貯留管)実施設計(詳細)業務委託
- (2) 位置 津市一志町高野(ほか)4町 地内
- (3) 委託の対象
管渠実施設計(詳細設計)開削工法 L= 200 m
- (4) 設計条件項目 別紙設計条件項目表による

3. その他

監督員の指示する事項

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 1

明示事項（条件及び内容）	
ア 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等共通仕様書（三重県）【平成27年11月制定】 <input checked="" type="checkbox"/> 部分改正を行った内容も含む（最新改正 年 月） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【平成24年7月制定】 <input type="checkbox"/> 部分改正を行った内容も含む（最新改正 平成27年9月） 自然に配慮した川づくりの手引き（案）（三重県県土整備部河川課） 【 年 月制定】 <input type="checkbox"/> 砂防技術指針（案）（三重県県土整備部）【 年 月制定】 <input type="checkbox"/> 三重県景観計画【平成20年4月1日発行】 <input checked="" type="checkbox"/> その他（上記の適用図書について、改訂のあった項目については改訂後を適用する。）
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後 14日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 その他（ ）
ウ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【平成24年7月改訂】によるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 3部 <input type="checkbox"/> 部）とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。（発注単位で別途協議） <input checked="" type="checkbox"/> 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易フレイヤール、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（提出物は、最大A2サイズとする。） （縮小図面（製本）を2部提出する。）
エ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 管理技術者の要件	管理技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者）とする。 技術士 （ <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道部門下水道科目、 <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない） <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> RCCMの資格保持者（ <input checked="" type="checkbox"/> 下水道部門、 <input type="checkbox"/> 部門を問わない） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験の有する者 <input checked="" type="checkbox"/> 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならぬ。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 2

明示項目	明示事項（条件及び内容）
カ 照査技術者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> 概略・予備・詳細設計等又は、基本・細部・実施設計等については、照査技術者を定めなければならない。 <input type="checkbox"/> 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ 照査技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者 ）とする。 ） 技術士 <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道部門下水道科目、 <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> R C Mの資格保持者（ <input checked="" type="checkbox"/> 下水道部門、 <input type="checkbox"/> 部門を問わない） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（（社）中部建設協会発行） <input type="checkbox"/> 設計業務照査の手引書（三重県農林水産商工部農業基盤整備課） <input type="checkbox"/> その他（ ）
キ 打合せ等	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せ回数は 3回とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者については（ <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等着手時 <input type="checkbox"/> 中間打合せ <input type="checkbox"/> 回 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む））の打合せに出席するものとする。
ク 資料の貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （ 各公施設地質調査資料等 ）

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 3

明示項目	明示事項（条件及び内容）	
ケ 業務条件	<input type="checkbox"/>	業務条件は下記のとおりとする。
コ その他	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 検査課による設計協議の立会を実施する。ただし、現地確認が必要な場合は、実地確認を行う。</p>

- (注)
1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

設計条件項目表

項目	設計条件
工期	平成28年12月9日 限り
場所	津市 一志町高野ほか4町 地内
管径・工法及び延長	詳細設計(開削工法) ϕ 200~450 L= 200 m
特殊構造物	特殊構造物 (有 <input checked="" type="radio"/>) : 耐震設計 (有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>) 簡易な特殊マンホール (基)、特殊マンホール (基)、マンホールポンプ場(2次製品) (箇所)、マンホールポンプ場(現場打ち) (箇所)、吐口、その他()
報告書作成	<input checked="" type="radio"/> 有 無 <input type="radio"/>
設計協議	中間打合せ 3回
施工方法等の比較検討	(有 <input checked="" type="radio"/>) a) 管路の掘削工法 b) ①急曲線 ②土被り1.5D以下 ③近接構造物(箇所) ④軌道横断(箇所) ⑤河川横断(箇所) ⑥高架道横断(箇所)
耐震計算(応答変位法)	<input checked="" type="radio"/> ()、無 <input type="radio"/>
耐震設計	レベル1地震動 <u>レベル1及びレベル2地震動</u> , 無
設計条件補正	有 ()、 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
地盤条件補正	有 ()、 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
工区数補正	<input checked="" type="radio"/> (5工区)、無 <input type="radio"/>
その他補正	有 ()、 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>

前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年津市訓第34号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。
なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いいたします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- (1) 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- (2) 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- (3) 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- (4) 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。